

# 公益財団法人山形県市町村振興協会 基金積立運用規程

平成25年 2月 6日

改正 平成31年 3月20日

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山形県市町村振興協会（以下「協会」という。）に設置する基金の積立並びに運用について、必要な事項を定めるものとする。

(基金の積立)

第2条 協会は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ等）に係る収益金をもって、山形県がこの協会へ交付する当該年度の交付金の額の100分の90に相当する額及び山形県内の市町村（一部事務組合を含む。）からの貸付償還元金を基金として積み立てるものとする。

(基金の運用)

第3条 基金の運用は、公益財団法人山形県市町村振興協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号に規定する市町村（一部事務組合を含む。）に対する資金貸付の方法によるもののほか、定款第4条第1項各号（第1号を除く。）に規定する目的に応じ、安全かつ効率的に運用するものとする。

(細目の委任)

第4条 この規程に規定するものを除くほか、基金を貸し付ける場合の貸付条件、手続等その細目について必要な事項は、基金貸付細則でこれを定める。

(運用益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、この協会の管理運営費及び市町村の振興を支援する事業（以下「市町村振興支援事業」という。）の資金に充てることとする。

2 市町村振興支援事業の各年度の当期経常増減額に剰余金が生じたときは、当期剰余金の全額又は一部を基金に積み立てることができるものとする。

(基金の取崩)

第6条 基金は、定款第4条の目的を達成するために行う事業の財源に充てる場合に限り、その一部を取り崩すことができる。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人山形県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

2 公益財団法人山形県市町村振興協会の設立の登記の日の前日の財産目録に基金として記載された財産は、本規程に基づく基金とする。

附 則

この規程は、平成31年3月20日から施行する。